

## 高裁でも高梁市職員森さんの過労死を認定 公務災害補償基金の違法な「公務外決定」の取消を追認

2004年7月、森宏之さん(当時40歳)が、くも膜下出血を発症し死亡したのは公務による過労が原因であるとした岡山地裁の判決(12年8月)に対する地方公務員災害補償基金の控訴審(広島高裁岡山支部)でも、基金の「公務外決定」は違法との地裁判決を追認しました。

### 職場でただ一人の文化財専門職

森宏之さんは、職場で唯一の文化財専門職として、重要文化財の保存・復元整備、文化財保護行政を担っていました。また、休日返上の緊急調査、8月・9月に予定されていた全国レベルの研究会開催準備の中、440頁にも及ぶ調査報告書の執筆・編集等に連日追われていました。

### 時間外労働認めず、公務外との決定

しかし、基金はこれら時間外労働を承認済みと「合理的に推認できる時間」だけとし、認定基準を大きく下回っていると、控訴審でも「公務過重性の認定基準によって判断すべき」と主張。

### 業務内容等を鑑みれば、認定基準を形式的に当てはめることは、相当ではない

判決は、他市との補助事業数と専門職員数を比べ、高梁市5事業で1人、倉敷市が4事業で3人、岡山市が6事業で12人、赤磐市が2事業で2人と業務の過重性の判断を追加認定し、一般業務である「財務会計業務」をも担当させたこと、「日中は現場に出たり、来客との対応が多く」昼休み、就業後、自宅での書類作成等の時間外勤務があることを追認しました。

### 専門職員の研さんや研究機関等との連携業務も認定

さらに、埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会の「専門職員の研さんや研究機関等との連携が必要である」との報告を認めて、これらの業務を認定しました。

一審認定の次の時間外労働を追認しました。



記者会見する原告の森貴美さん

	認定された時間外	基金主張の時間外勤務
1ヵ月前	141時間	40時間10分
3ヵ月前計	310時間35分	102時間23分
6ヶ月前計	696時間12分	251時間19分

**「苦しいことやつらいことも沢山あった一皆さんがいてくださったから」と感謝、過労死をなくしてほしいと訴え**

判決後、記者会見した妻の貴美さんは、「苦しいことやつらいことも沢山あった一皆さんがいてくださったからこそ今日の日をむかえることができました。過労死をなくしてほしい」と訴えました。これは、県内の多くの新聞、テレビが大きく報道しました。

基金に対して、「控訴するな」の要請FAXを取り組んでいます。(Hpにもあります。)

### ○県貨物鋼運中上氏事案=5月21日10時公判

会社側が「既に支払済みの保険金を損害賠償額から差し引く」との主張への反論。

### ○福祉施設焼身自殺事案=6月26日13時半、7月17日証人尋問

使用者側証人と原告側証人の尋問です。